

Title	マヤ紋章文字研究の現段階
Sub Title	
Author	佐藤, 孝裕(Sato, Takahiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1993
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.63, No.1/2 (1993. 8) ,p.187- 202
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930800-0187

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マヤ紋章文字研究の現段階

佐藤 孝裕

I はじめに

ハインリヒ・ベルリン (Heinrich Berlin) が紋章文字 (Emblem Glyph) の存在を発表したのは、一九五八年のことであった。⁽¹⁾ マヤ文明の都市には、同じ接字を持つが、主字は都市ごとに異なるその都市特有の文字があることに気づき、それを紋章文字と名付けたのである。それまでは、石碑やリンテルなどのモニュメントに刻まれた碑文には、専ら暦や天文学に関する事柄のみが記されているとの考えが支配的であったが、この発見が端緒となり、碑文はその都市を治める王家の歴史を扱っていることがわかるようになった。このように、ベルリンは古典期マヤ社会の政治的研究に先鞭をつけたのだが、紋章文字が何を表わすのかについては、都市名・都市の守護神の

名・王朝名などの可能性を示唆するのみで、特定しなかった。

ベルリンの発見以降、マヤ文字の解読は目覚ましく進展し、それによって古典期の諸都市国家の王朝の歴史が近年かなり明らかになってきた。紋章文字の持つ意味についても、研究者の間に同意が生まれ始め、一九八六年にサンタ・フェ (Santa Fe) で催された『古典期マヤ文明におけるエリート相互影響 (Elite Interaction in Classic Maya Civilization)』と題するセミナーを総括する論文で、カルバート (T. Patrick Culbert) は「紋章文字の主字は地名であり、特定の場所 (site) あるいは『組織体 (遺跡とその領土の両方を含む)⁽²⁾』を表わしているのは、今や明白であるように思われる」と断じている。⁽³⁾ しかし、筆者には、カルバートを含むほとんどの研究者

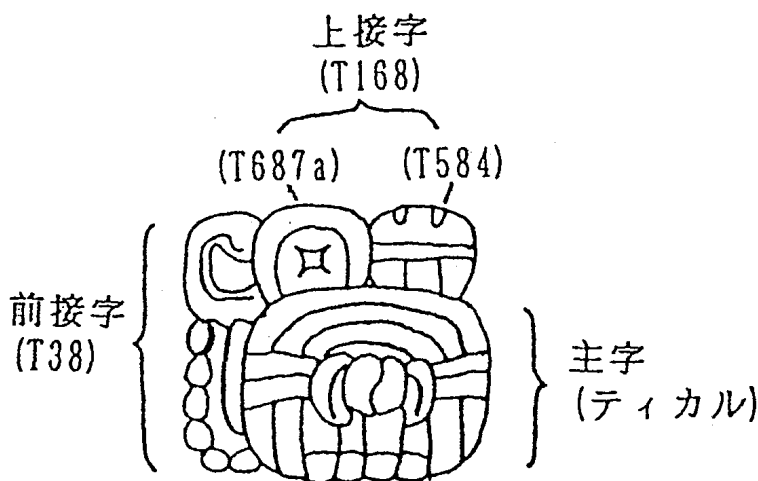


図1 紋章文字

が確信しているほどには、この「紋章文字の主字」地名「説の根拠が確固たるものであるようには思われない。そこで、本稿では、通説となりつつある同説を批判検討し、あわせて他の可能性を探ってみたい。

II 紋章文字の接字

紋章文字は碑文の一節の末尾に生起する文字であり、⁽⁴⁾

王家に属する人物の名前に常に後置している。⁽⁵⁾ この文字を有していた都市国家は少なく、これまでに確実に紋章文字と同定された文字を持っていた都市国家の数は、三六ほどに過ぎない。⁽⁶⁾

図1に示されているように、紋章文字は上接字 (superfix) と前接字 (prefix) の二種類の接字と主字 (main sign) の、二つの部分によって構成されている。そのうち、トンプソン (J. Eric S. Thompson) によって『ベン・イチ (ben-ich)』と命名された上接字 T一六八は、T五八四とT六八七 a の二つの文字から成っている。ラウンズベリ (Floyd G. Lounsbury) の研究により、⁽⁹⁾ 現在では T一六八はアフポ (ahpo) と読むべきであり、後にアハウ (ahau) あるいは ahaw⁽¹⁰⁾ と読まれるようになったとする説が広く受け入れられている。⁽¹¹⁾ T一六八が生起しない紋章文字も存在するが、その際は後に王の称号が続いている。⁽¹²⁾ このことから、T一六八がアハウを表わすことは確かだと思われる。⁽¹³⁾

前接字は、トンプソンの命名にちなんで、一般に『水グループ (water group)』と呼ばれている T三二一から T四一までの接字群である。⁽¹⁴⁾ 水滴が落ちているように見えることからこのように名付けられたのだが、水滴以外に

も、トウモロコシの穀粒・香の玉・占い用の小石等、様々な解釈がなされている。⁽¹⁵⁾ 現在最も有力なのは、これを血の滴とみなす説である。⁽¹⁶⁾ スチュアート (David Stuart) とヒューストン (Stephen D. Houston) によると、この接字はク (k'u) あるいはクル (k'uul) と読まれ、「神聖な (holy)」⁽¹⁷⁾ とか「神の (divine)」⁽¹⁷⁾ というような意味を表わす。

以上のことから、紋章文字の接字は、直前に名前が生起する人物、恐らくは王の称号を表わすと考えられる。

III 「紋章文字の主字Ⅱ地名」説

これまでのところ、約四〇の主字が同定されている。⁽¹⁸⁾ 始めに述べたように、紋章文字を発見したベルリンは、当初はその主字の機能については特定しなかったが、後に都市名を表わしていると考えるに至る。⁽¹⁹⁾ プロスクリアコフ (Tatiana Proskouriakoff) のように、場所よりもむしろリニッジが王朝の名を指すと考える研究者もいた⁽²⁰⁾ が、これは例外的であり、ほとんどの研究者が地名説に傾いているというのが現状である。

ただ、かつては単に都市名だとする説が一般的だったのに対し、今は都市自体だけではなく、都市を治める政

治的勢力の支配が及ぶ領域を表わすと考えられている。

近年、研究者はこの政治的領域のことを『組織体 (polity)』と呼ぶ傾向があるが、日本語として馴染みにくい語なので、本稿ではスチュアートとヒューストンに倣って『都市国家 (city state)』と呼ぶことにする。⁽²¹⁾

この「紋章文字の主字Ⅱ地名 (都市国家名)」説の正当性を立証する根拠として、四つの点が挙げられている。そこで、それらの根拠について、以下個別に検証を試みることにする。

(1) キリグア (Quirigua) の王『カワツクの空 (Canaac Sky)』が常にコパン (Copan) の紋章文字を伴うのに対し、彼の妻と思われる女性はキリグアの紋章文字を伴っている。『カワツクの空』以降のキリグアの諸王は、彼に類似した名前を持つ一方で、キリグアの紋章文字を用いている。もし紋章文字の主字が王朝名を表わすのであれば、後の王達の名前は父系であるにもかかわらず、なぜ母系の王朝名を受け継いだのか説明できない。逆に、紋章文字の主字が地名を表わすと考えると、『カワツクの空』はコパンの出身なのでコパンの紋章文字を用い、彼の子孫達はキリグアの出身なのでキリグアの紋章文字を用いたということになり、矛盾しない。⁽²³⁾

この考えは、以下に述べる二つの理由から妥当ではないと思われる。先ず、『カワツクの空』は常にコパンの紋章文字を伴っていたわけではなく、キリグアの紋章文字を伴うこともある⁽²⁴⁾。しかもコパンの紋章文字を用い始めたのは、コパンとの戦いに勝利して以降である可能性が強い⁽²⁵⁾。その際、彼はモニユメント5とモニユメント10の碑文でコパンの紋章文字を自分の称号に付け加え、一四代王を名乗り始める⁽²⁶⁾。キリグアの王朝は、九代王より後、二五〇年以上に渡って途切れている（少なくとも不明である⁽²⁷⁾）ことと、キリグアに敗れたコパンの『一八兎（18 Rabbit）』王が一二代王であることから、『カワツクの空』は『一八兎』の後継者を自認したものと考えられる。しかし、コパンでは、『カワツクの空』を勘定に入れずに一四・一五・一六代と王位が継承されているので、彼の一四代王自称は、文字通り自称に過ぎないようである。以上のことからわかるように、『カワツクの空』がコパンの紋章文字を用いたのは、自己を誇示するためであった可能性が高く、必ずしも彼がコパンの出身であることを意味するわけではない⁽²⁹⁾。従って、彼がコパンの紋章文字を自らの称号に加えたことと彼の子孫達がキリグアの紋章文字を用いたことは、全く矛盾しないのである。

次に、ケリー (David Humiston Kelly) は、『カワツクの空』王の子孫が、自分の父ではなく母の王朝名を受け継ぐのは不自然だとしているが、これは父系制であったマヤ社会の王位継承原理に矛盾しない。仮に『カワツクの空』が外来者であり、キリグア王朝の女性と結婚することによって王位に即いたとしても、その場合キリグア王朝の父系に属するのは彼の妻、子供にとつては母親の方である。従って、『カワツクの空』の子がキリグアの紋章文字を使用するのは当然の帰結なのである。これは、父系制社会では例外的な事例ではない。初代『ジャガーの足 (Jaguar Paw)』王から『C』王 (Ruler C) まで一一世代に渡るティカル王朝の間断ない家系について研究したコギンズ (Clemency Coggin) によると、ここでは父子継承が七例あり、王の女婿が継いだのが四例である⁽³⁰⁾。キリグアとの関連で重要なのは、後者の例である。これは、王位を継ぐべき男子がいなかったためにとられた措置と推察される。このような場合には、女婿を王の娘のリニツジに取り入れるか、あるいは娘の子を彼女のリニツジの後継者にすることによって、特定の父系リニツジによる王位継承の存続を図ったようである⁽³¹⁾。民族誌的研究によると、このような方法はチャルチウイ

タン (Chalchihuitan) のツォツィル (Tzotzil) 族の間で、息子のいない男の土地所有権相続に際して行われているし、同様の制度はツェルタル (Tzeltal) 族やチュフ (Chuj) 族の間にも見られる。これらはいずれも父系制社会である。⁽³²⁾

以上述べたように、この説は「紋章文字の主字＝王朝名」説を否定できるものではないし、また地名説の根拠にもなり得ないと言える。

(2) 戦争を意味する複合語内で、特定の都市国家の紋章文字の主字の代わりに、「大地」を意味する文字カバン (Caban, T五二六) がたまに用いられることがある。この紋章文字の主字とT五二六の互換性は、前者が土地の概念を有することを示している。⁽³³⁾

これは確かに説得力のある見解であるように思われる。しかし、紋章文字の主字が土地を表わし得るということは、必ずしもそれが地名であるということの意味しない。なぜなら、本来王朝を表わす語が、その王朝の支配領域を表わすのに転用されたとも考えられるからである。このように主字が接字を伴わず、単独で生起する場合には、領土を表わし得ると認識されていた可能性を考慮に入れる必要がある。

(3) セイバル (Seibal) の紋章文字の主字に、T五九が接字として生起する例が二つある。この場合のT五九は、「しで (in yat)」など動作が行われる場合を表わす前置詞 (日本語の格助詞に相当する) の働きをしている可能性が高い。⁽³⁴⁾

しかし、ティ (Ti) と読まれるT五九には、与格や対格の前置詞としての用法もあり、この場合は紋章文字の主字を地名と考える必要はない。また、たとえT五九が場所を表わす前置詞として使われているとしても、(2) で述べたように、紋章文字の主字が領土の概念 (ある王朝の支配が及ぶ範囲という意味で) を含み得たと考えれば問題はない。

(4) これまでにマヤ文字の主要なカテゴリーのほとんどが解読されるかあるいは理解されているが、その中に地名は含まれていない。従って、もし紋章文字が都市や『組織体』に言及しているのでないとする、マヤの碑文にはそのようなものが存在しないことになる。⁽³⁵⁾

これは悲観的な消去法的発想と言え、根拠と呼ぶには値しない。しかも、最近になってスチュアートとヒューストンは、都市国家内の都市の固有の名前が碑文に記されていることを見出している。これらの名前には、その

表1 マヤおよびメソアメリカの他の諸文明の都市の通称と原名⁽⁶³⁾

	現在の名称	原名	意味
マヤ文明	マヤパン (Mayapán)	同	マヤ人の旗
	イサマル (Izamal)	同	天の露 (Dew of Heaven)
	チチェン イツァ (Chichen Itzá)	同	水の呪術師の井戸の辺 (The Mouth of the Well of the Itzás)
	コバ (Cobá)	同(?)	波立つ湖 (Ruffled Waters)
	サクレウ (Zaculeu)	同	白い大地 (White Earth)
	ウタトラン (Utatlán)	グマルカアフ (Gumarcaaj)	古い葦が密生する場所 (Place of Old Reeds)
メソアメリカの他の諸文明	ツインツンツァン (Tzintzuntzan)	同	ハチドリが群棲する場所 (Place of the Hummingbirds)
	トゥーラ (Tula)	トリヤン(トゥーラの異形) (Tollán)	葦が密生する場所 「都市」と同義 (Place of the Bulrushes)
	カリシュトラワカ (Calixtlahuaca)	同(?)	平原の家 (House on the Plain)
	テナユカ (Tenayuca)	同	要塞化した場所 (Fortified Place)
	トラテロルコ (Tlatelolco)	同	人工の砂の丘 (Artificial Mound of Sand)
	Cholula (cholula)	同	流水が湧き出る場所 (Place where the Waters spring from)
	センポアラ (Zempoala)	同	20の川の支流が流れる場所 (The Place of 20 Waters)

都市に関連する地勢を表わしているものもあるようである。⁽³⁶⁾

現在用いられている遺跡の通称の多くは、一九世紀につけられたものであり、ほとんどの遺跡が元々何と呼ばれていたのかわかっていない。ただ、スペイン人が到来した後古典期に属する都市国家の中には、当時の名前が記録に残され、現在まで伝えられているものもある(表1参照)。そのほとんどが地勢、あるいは生態系を表わしているのである。このことは、スチュアートやヒューストンの発見が信憑性が高いことを示している。

以上、「紋章文字の主字

「地名」説を裏づける根拠として挙げられた四つの事項について検証したが、このことから明らかのように、この説は決して定説と呼ばれ得るほど強固なものではない。少なくとも、これに代わる説を排除するほどのものではないと言えるであろう。

IV 「紋章文字の主字

「リニッジ／王朝名」説

紋章文字の主字が地名以外のものを表わすと考えたのは、独りプロスクリアコフだけではない。バルテル(Thomas S. Barthel) は地名と民族名を表わすとして⁽³⁷⁾いるし、マーカス (Joyce Marcus) も、都市とその領土を表わすとしながら、元来は都市を創建した王朝名を指していたかも知れないと示唆している。⁽³⁸⁾ またシエアラ (Robert J. Sharer) は、一つの都市国家に複数の主字が存在する場合もあることから、創始リニッジを表わすと考えている。⁽³⁹⁾

筆者も、Ⅲの主字説に対する批判的検証の中で、紋章文字がリニッジあるいは王朝名を表わしている可能性があることに触れた。そこでここでは、この説を支持すると筆者が考えるいくつかの根拠について論じることにする。

る。

その前に、王朝の定義について考えておく必要がある。ここでいう王朝とは、創始者まで具体的に系譜関係をたどりうる王の家系のことだが、⁽⁴⁰⁾リニッジとは幾分異なる。例えば、子孫ではないと判明している外来者が王位に即いた際、自分と血縁関係のない前王と同じ創始者の子孫であることを主張している例がある。⁽⁴⁰⁾つまり、リニッジが異なるにもかかわらず、同一の王朝の成員であると称しているのである。このように、マヤ人の間では、リニッジが繋がっていないなくても、王朝の家系は形式的には途切れないことがあった。これは、後で述べるようにマヤ人が血縁を尊重し、殊に王位継承には不可欠と見なされていたため、王権の篡奪者と言えども、正当な後継者と認められるためには、同一の家系に属することを表明する必要があったためであろう。

(1) 紋章文字の中には、複数の都市国家によって共有されているものがある。例えば、アロヨ・デ・ピエドラ (Arroyo de Piedra) とタマリンデイト (Tamarindito) では、四七三年から五五四年にかけて、数人の同名の王が碑文で言及されている。⁽⁴¹⁾この両都市は四キロメートル離れているだけである。同様のことは、パレンケ

(Palenque) とトルトゥゲロ (Tortuguero)⁽⁴²⁾、マチャキ
ラ (Machaquila) とトレス・イスラス (Tres Islas)⁽⁴³⁾、ド
ス・ピラス (Dos pilas) とアグアテカ (Aguateca)⁽⁴⁴⁾ 等に
についても言える。このように、同一の紋章文字を共有し
ている都市は、大抵近接していて、また一方が他方より
かなり大きい⁽⁴⁵⁾。このことから、両都市は同じ都市国家に
属していたと考えられる。

しかしながら、ドス・ピラスとティカル (Tikal)⁽⁴⁶⁾ の
場合は事情が異なる。と言うのも、同一の紋章文字を有
するこの二つの都市は約七〇キロメートルも離れており、
古典期後期低地南部マヤ社会の情勢を考慮に入れても、
到底同一の都市国家を形成していたとは考えられないか
らである。つまり、紋章文字の主字が都市国家を表わし
ているとすると、この状況を説明するのは困難なのであ
る。

しかし、紋章文字の主字がリニッジ／王朝名だとすれ
ば、ティカルとドス・ピラスは同じリニッジあるいは王
朝に属す王家によって支配される別々の都市国家であつ
たということ、問題なく説明できる。事実、この両都
市国家の王家に何らかの血縁関係があった可能性が、数
人の研究者によって指摘されている。例えばカルバート

は、ドス・ピラス王朝の創始者『1』王 (Ruler 1) が
ティカルから来たかも知れないとしている⁽⁴⁷⁾。ティカル王
朝の成員だった『1』王が、南方に移動して自らの王国
を創立したというわけである⁽⁴⁸⁾。クロス (Michael P.
Cros) は、具体的な根拠を示してはいないが、『1』王
とティカルの『A』王 (Ruler A) が兄弟だったと示唆
している⁽⁴⁹⁾。『A』王の墓である墓所一一六 (Burial 116)
の副葬品の中に、ドス・ピラスの『2』王 (Ruler 2)
の死と埋葬のことが刻まれた骨がある⁽⁵⁰⁾ことから、両王
家の間に少なくとも何らかの密接な関係があったことが
推定される。

また、ドス・ピラスの『1』王が都市国家ティカルの
出身であったため、ティカルの主字 (リニッジ／王朝名
でなく都市国家の名としての) を用いたという考えも、
次に述べる理由から成り立たない。ドス・ピラスは、戦
争による領土拡大を推進したという点で、古典期マヤ社
会にあって極めて稀な存在であった。初代『1』王から
『4』王 (Ruler 4) に至るまでの間、アグアテカのみな
らず、タマリンディート、アロヨ・デ・ピエドラ、ラ・
アメリリア (La Amelia)、アグアス・カリエンテス
(Aguas Calientes)、セイバル、イシュトゥツ (Ixutz)、

カンクエン (Cancuen) 近郊の盗掘された遺跡での碑文中に、ドス・ピラスの紋章文字が生起している。⁽⁵¹⁾ 七四一年頃までには、ドス・ピラスを中心とした強力な政治組織が、ペテシユバトゥン (Petexbatun) 地域に生まれてきたようであり、⁽⁵²⁾ ドス・ピラスの紋章文字の分布の拡大はそのことを反映していると思われる。ここで、もし紋章文字の主字が地名を表わすのであれば、問題が生じる。ティカルの出身と想定される『1』王がティカルの紋章文字を使うのは当然だとしても、彼の後継者である『2』王から『4』王までの三人の王がティカルの紋章文字を用いるのは不自然である。彼らはティカルとは別の都市国家ドス・ピラスの王なのであり、たとえティカルの王家と血縁関係があるとしても、自国を表わすためには独自の文字を用いるのが自然である。もし紋章文字の主字が地名を表わすのであれば、少なくとも『2』王から『4』王までの三人の王の紋章文字の主字は、実体のない言わば空字であり、ドス・ピラスを表わす文字が存在しないことになる。このこと自体あり得ないと思われるし、しかも紋章文字の主字が都市とその領土を表わすという元々の定義と矛盾することにもなる。逆に、紋章文字の主字がリニツジ／王朝名を指すと考えると、

ティカルの王家のリニツジの成員であり、ドス・ピラスを創建した『1』王を始め、近隣の都市を服属させていき、都市国家を拡大した彼の子孫がティカルの紋章文字を用いたのは、極めて当然である。

(2) 都市国家の中には、複数の紋章文字を有するものがある。例えば、パレンケには五つの紋章文字があるし、ティカルには三つある。⁽⁵³⁾ このような都市は大都市に限られている。これはいくつかの有力なりニツジが競合していたか、あるいは分節リニツジが存在し、⁽⁵⁴⁾ それらが異なる紋章文字を使用していたことを表わすのかも知れない。⁽⁵⁵⁾

(3) 紋章文字の主字は、単独に生起することは少なく、ほとんどの場合上接字と前接字を伴っている。従って、主字の持つ意味を考えると、単に主字のみに注意を向けるのではなく、付随する接字群の意味も考慮に入れ、紋章文字全体として考えることも重要であろう。Ⅱで述べたように、上接字のT一六八がアハウを表わすのはほぼ間違いない。そして前接字T三二からT四一は血の滴を表わすと考えられる。それは次のような理由による。

『水グループ』のように、小球状の物体が落下する図柄は、石碑やリントルにもよく描かれている。⁽⁵⁶⁾ 図の中心人物の手から小さな粒がこぼれる様が、トウモロコシの

種子らしきものを蒔いているように見えることから、『播種儀礼 (scattering rice)』と呼ばれることがある。かつてトウモロコシの種子と解釈されたこれらの小球は、現在では血だと認められている。⁽⁵⁷⁾つまり、『播種儀礼』は、実はマヤ人が即位・婚姻・出生・戦争などの準備や終了に際して、あるいはカトゥンの完了ごとに不可欠な慣例として行なった『放血儀礼 (bloodletting ritual)』⁽⁵⁸⁾であった。このように、マヤ人にとって、放血は王権の制度、神話に由来する世界秩序や、あらゆる種類の公的な儀礼の基礎を成していた。⁽⁵⁹⁾また都市国家の支配階級であるエリートは、『放血儀礼』を通じて、自らの地位の正当性を示そうとした。⁽⁶⁰⁾

また、観念としての血、すなわち血縁関係もマヤ人にとって重要であった。Ⅲで触れたように、古典期マヤ社会は父系社会であり、王位継承においても父系リニツジの成員であることが極めて重要であった。ただ、Ⅲのティカルの例から明らかなように、必ずしも長子相続制ではなかったようである。⁽⁶¹⁾しかしながら、古典期マヤの都市国家にとって、同じリニツジの王朝を維持することが、王家の権威を保つ上で枢要であると認識されていた。⁽⁶²⁾この二つの理由から、紋章文字の前接字は血の滴を表

わしていると考えるのが妥当であろうと思われる。つまり、血の滴によつて、自分が支配リニツジあるいは王朝の正当な成員であることを示そうとしたのである。

さて、これまでに述べたことを整理すると、上接字がアハウという称号を表わし、前接字は文字通り「血統」を表わし、「神聖な」というような意味を持つということになる。これらはいずれも人間にかかわる事柄である。従つて、これらの接字が付随する主字が、都市や領土に直接言及しているとは考えにくい。むしろ、リニツジを指していると考えるのが自然である。要するに、紋章文字は、「リニツジに属し、権威が神に由来する王」ということを表わしていると解釈され得るのである。

V おわりに

石碑やリンテルなどのモニュメントに刻まれた大量の碑文の解説が進展するにつれて、古典期マヤ社会の情勢が明らかになりつつある。碑文は当時の都市国家およびエリートの状況を探る上で、直接情報を提供する貴重な史料である。従つて、これからは考古学だけでなく、史料批判を含めた幅広い歴史学的なアプローチもますます重要になるであろう。

紋章文字が古典期マヤ社会の政治史的研究の中に大きな位置を占めることは、言うまでもない。殊に本稿で扱った主字については、それが領土を表わすのか、それともリニッジあるいは王朝名を表わすのかで、都市国家の勢力の分布や変遷に大きな相違が生じることになる。筆者は後者を支持するものであるが、これが絶対正しいと断言するつもりはない。しかし、地名説を奉じる多くの研究者が言うように、彼らの説が強固な根拠に支えられた信ずるに足るものとは思わない。いずれをとるにしても、まだ資料が少なく、決め手に欠けるというのが現状である。今後古典期の都市国家の政治史的研究を進める過程で、解決すべき問題であろう。

註

- (1) Heinrich Berlin, "El glifo 'emblema' en las inscripciones Mayas," *Journal de la Société des Américanistas*, vol. 47, 1958, pp. 111-19.
- (2) この語の語源については註(21)参照。
- (3) T. Patrick Culbert, "Maya political history and interaction: a summary view," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, ed. T. Patrick Culbert, Cambridge University Press, 1991, pp. 311-46.
- (4) Peter Mathews, "Classic Maya Emblem Glyphs," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeolo-*

gical Evidence, 1991, p. 19.

- (5) *Ibid.*, p. 24. この語は Linda Schele and Peter Mathews, "Royal visits and other intersite relationships among the Classic Maya," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, 1991, p. 228.
- (6) Mathews, *op. cit.*, p. 22.
- (7) J. Eric S. Thompson, *Maya Hieroglyphic Writing: An Introduction*, Carnegie Institution of Washington Publication 483, Institution, 1950, pp. 160-2: 200-3.
- (8) これは以下に記す Thompson のマヤ文字のカタログの略号であり、数字はカタログ番号を示す。J. Eric Thompson, *A Catalog of Maya Hieroglyphs*, University of Oklahoma Press, 1962.
- (9) Floyd G. Lounsbury, "On the Derivation and Reading of the 'Ben-Ich' Prefix," in *Mesoamerican Writing Systems*, ed. Elizabeth Benson, Dumbarton Oaks, 1973, pp. 99-143.
- (10) マンナは古典期マヤ社会の最高位であり、都市国家の王は必ずこの位に就いていた。マンナに次ぐ位はカナル(cahal)であり、都市国家に従属する小都市の長はカハルの位の者が多かった。Schele and Mathews, *op. cit.*, pp. 251-52. 参照。
- (11) Mathews, *op. cit.*, p. 23.
- (12) *Ibid.*, p. 24. この語は Peter Mathews, "Maya Early Classic Monuments and Inscriptions," in *A Consideration of the Early Period in the Maya Lowlands*, eds. Gordon R. Willey and Peter Mathews, Institute for Mesoamerican

- Studies, State University of New York at Albany, 1985. p. 32.
- (13) ホーターは、T一六八はアフ・イツ (ah-its) あるいはアフ・イツァ (ah-itsa) と読むべきであり、邪術師 (sorcerer) を意味すると主張している。彼によると、マヤ社会の王は邪術師として能力のあるものが即位したのであり、T一六八はその出自系統を表わす。James B. Porter, "T168 as Itza: Maya Sorcerers and their Succession," *Estudios de Cultura Maya*, vol. XVII, UNAM, 1988, pp. 65-86. 参照。古典期マヤの都市国家の王が宗教的世界の長でもあったことは確かだが、職務の点から考えると「邪術者 (sorcerer)」ではなく「司祭 (priest)」という語を用いるべきであろう。なお、古代史の世界では、priest に対して「神官」という訳語が一般に用いられている。
- (14) Thompson, 1950. op. cit., pp. 274-79.
- (15) Mathews, 1991, op. cit., p. 24.
- (16) Linda Schele and Mary Ellen Miller, *The Blood of Kings: Dynasty and Ritual in Maya Art*, George Braziller, Inc., 1986, pp. 175-208.
- (17) David Stuart and Stephen Houston, "Maya Writing," *Scientific American*, vol. 261, no. 2, 1989, p. 75.
- (18) Mathews, 1991, op. cit., p. 23.
- (19) Heinrich Berlin, *Signos y Significados en las Inscripciones Mayas 2ª ed.*, Instituto de Antropología e Historia de Guatemala, 1986, p. 67. なお、初版は一九七七年発行。
- (20) Tatiana Proskouriakoff, "Historical Implications of a Pattern of Dates at Piedras Negras, Guatemala," *American Antiquity*, vol. 25, no. 4, 1960, p. 471.
- (21) 古典期マヤ社会を復元するに当たり、現在の遺跡がかつてどのような機能を果たしていたかは、常に議論的であった。古くは『祭祀センター (ceremonial center)』と呼ばれたのだが、宗教的機能のみを果たしていたのではないことがわかってから、単に『センター』と呼ばれるのが一般的になった。更に、都市的機能も有していたと考え、『都市』という語を用いる研究者も多くなってきた。ここで問題になっているのは、その都市を中心とする言わば小国家を何と呼ぶべきかということである。サンタ・フェのセミナーに参加した研究者は『小組織体 (small polity)』あるいは『多センター組織体 (multi-center polity)』という語を採用したが、本稿では本文に記した理由により、現在ほとんどの碑文学者が支持する『都市国家』を用いる。T. Patrick Culbert, "Political history and the decipherment of Maya glyphs," *Antiquity*, vol. 62, 1988, p. 136. 参照。
- (22) 『カフツクの空』以降即位した王の名は、『空シムル (Sky Xu)』『イムシムノ犬 (Imix Dog)』『ヌスイの空 (Jade Sky)』である。ただし、『イムシムノ犬』は実際には王位に即かず、摂政として統治した可能性がある。Robert J. Sharer, "Archaeology and History at Quirigua, Guatemala," *Journal of Field Archaeology*, vol. 5, 1978, pp. 68-69. 参考。Wendy Ashmore, "Quirigua Archaeology

- and History Revisited," *Journal of Field Archaeology*, vol. 11, 1984, p. 371. 参照。
- (23) David Humiston Kelly, *Deciphering the Maya Script*, University of Texas Press, 1976, p. 215.
- (24) 例えばキニンマンのピラミッド『カフツクの名がゴーンに生じたすく後のH000』キリンアの紋章文字が并起してゐる。Berthold Riese, "Late Classic Relations between Copan and Quirigua: Some Epigraphic Evidence, in *The Southeast Maya Periphery*, eds. Patricia A. Urban and Edward M. Schortman, University of Texas Press, 1986, p. 97, Figure 3. 参照。
- (25) *Ibid.*, p. 98.
- (26) *Ibid.*, p. 98. 参考。Robert J. Sharer, "Diversity and continuity in Maya civilization: Quirigua as a case study," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, 1991, p. 191. 参照。
- (27) Riese, *op. cit.*, p. 98.
- (28) Berthold Riese, "Relaciones clásicas tardías entre Copán y Quirigua: algunas evidencias epigráficas," *Yaxkin*, vol. VII, no. 1, *Organo de Divulgación del Instituto Hondureño de Antropología e Historia*, 1984, p. 26. ショムラーによれば、一四代王『煙猿 (Smoke Monkey)』が19年弱統治した後、『煙貝 (Smoke shell)』が一五代王として即位してゐる。Sharer, *op. cit.*, p. 192.
- (29) しかしながらリーゼは、『カフツクの名』がコパンの王位を継いだことはあり得ないといつても、両都市國家の王朝間には、何らかの親族関係があつたのかもしれない。Riese, 1986, *op. cit.*, p. 96. 参照。
- (30) William A. Haviland, "Dynastic Genealogies from Tikal, Guatemala: Implications for Descent and Political Organization," *American Antiquity*, vol. 42, no. 1, 1977, p. 64.
- (31) Nicholas A. Hopkins, "Classic Mayan Kinship Systems: Epigraphic and Ethnographic Evidence for Patrilineality," *Estudios de Cultura Maya*, vol. XVII, UNAM, 1989, p. 109. ロキハイスがカマナナント (Kaminajuyu) 出身だと推測してゐる『巻れ鼻 (Curl Nose)』H000『ジャグワールの皮 (Jaguar Paw)』王朝の王の娘と結婚したと見られる王位即ちしてゐる。Culbert, 1988, *op. cit.*, p. 142. 参照。
- (32) Hopkins, *op. cit.*, p. 109.
- (33) Mathews, 1991, *op. cit.*, pp. 24-25. 参考。Norman Hammond, "Inside the black box: defining Maya polity," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, 1991, p. 277.
- (34) Mathews, *op. cit.*, p. 25.
- (35) *Ibid.*, p. 25. 参考。Kelly, *op. cit.*, p. 215.
- (36) 例えばアグアテカ (Aguateca) は、古代メヤ人のキンチ・カニン (Kinich Wits) である。「太陽に面した山 (Sun-Faced Hill)」と呼ばれてゐる。Stuart and Houston, *op. cit.*, p. 77. 参照。
- (37) Thomas S. Barthel, "Historisches in dem Klassischen Mayaschriften," *Zeitschrift für Ethnologie*, vol. 93, 1968, p. 120.

- (38) Joyce Marcus, "Territorial Organization of the Lowland Classic Maya," *Science*, vol. 180, no. 4089, 1973, p. 913.
- (39) Sylvanus G. Morley and George W. Brainerd, *The Ancient Maya*, 4th edition, rev. Robert J. Sharer, Stanford University Press, 1983, p. 527.
- (40) Culbert, 1991, op. cit., p. 330.
- (41) Culbert, 1991, op. cit., p. 139. 参考 Peter Mathews and Gordon R. Willey, "Prehistoric politics of the Pasion region: hieroglyphic texts and their archaeological settings," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, 1991, p. 43. 参照。
- (42) *Ibid.*, p. 32.
- (43) *Ibid.*, p. 47.
- (44) シラス・ピラスとアグアテカは同じ王朝に支配され、本拠地は始めはシラス・ピラスであったが、『3』王 (Ruler 3) の治世の七十二年頃アグアテカに移ったと見られる。*Ibid.*, pp. 37-41. 参考 Stephen D. Houston and Peter Mathews, *The Dynastic Sequence of Dos Pilas, Guatemala, The Pre-Columbian Art Research Institute*, 1985, pp. 23-24. 参照。
- (45) T. Patrick Culbert, "Politics in the northeast Peten, Guatemala," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, 1991, p. 142.
- (46) ドス・ピラスとティカルの紋章文字の類似に最初に気付いたのはベルリンであるが、彼は同一のものとは認めなかった。しかし、この両都市国家の紋章文字は同じ特

- 徴を持ち、かつ同じ範囲のヴァリエーションを示すのに加えて、ドス・ピラスの『3』王と『4』王が、伝統的にティカルの紋章文字と見なされたT五六九と、ドス・ピラスの最も一般的な紋章文字の別形であるT七一六bの両者を使用していることから、ティカルとドス・ピラスの紋章文字は同じであることが判明した。Berlin, 1986, op. cit., p. 70. 参考 Houston and Mathews, op. cit., pp. 6-7. 参照。
- (47) Culbert, op. cit., p. 148. 参考 Houston and Mathews, op. cit., p. 9. 参考の同じ。
- (48) その根拠の「1」として、『1』王がティカルの紋章文字を用いたことが挙げられる。Mathews and Houston, op. cit., p. 35.
- (49) Michael P. Closs, "The Dynastic History of Naranjo: The Middle Period," in *Fifth Palenque Round Table*, 1983, vol. VII, ed. Virginia M. Fields, *The Pre-Columbian Art Research Institute*, 1985, p. 77.
- (50) Mathews and Willey, op. cit., pp. 60-61. 参考 Houston and Mathews, op. cit., p. 15. 参考。
- (51) この事実が最初に注目したのはベルリンであり、彼はこれを『ベネチエラ・バトゥン紋章文字』と名付けた。この紋章文字は、主字にT五六九があるのはT1716bを使用している。Heinrich Berlin "Mas casos del glifo lunar en numeros de distancia," *Antropologia e Historia de Guatemala*, vol. 12, no. 2, p. 26. 参考 Kevin Johnston, "Maya Dynastic Territorial Expansion: Glyphic Evidence

from Classic Centers of the Pasion River, Guatemala," in Fifth Palenque Round Table, 1983, vol. VII, 1985, p. 49. を参照。なお、註(13)で言及したポーターは、同一の紋章文字がドス・ピラス、アグアテカ、ラ・アメリア、タマリンデイト、セイバル、イシュトゥウツの碑文中の王の名や称号に付随して生起することから、単一の系統の邪術師(神官)がいくつもの都市を支配していたと推測している。Porter, op. cit., p. 78.

(52) Johnston, op. cit., p. 56.

(53) Porter, op. cit., p. 78.

(54) コパンでは、五世紀後半頃複数の分節リニッジが存在し、権力を巡る争いが起つている。William L. Fash and David S. Stuart, "Dynastic history and cultural evolution at Copan, Honduras," in Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence, 1991, pp. 153-54. 参照。

(55) ポーターは、複数の系統の邪術師(神官)が、一つの都市国家を支配していた表われと解釈している。Porter, op. cit., p. 78.

(56) ラ・パサデータ(La Pasadita)のリンテル2が好例。Schele and Miller, op. cit., p. 196. 〇Plate 76参照。

(57) Ibid., p. 182.

(58) Ibid., p. 17およびp. 179. 参照。

(59) Ibid., p. 175.

(60) Ibid., p. 17.

(61) 初代ユカタン司教ランダ(Diego de Landa)は、『ユ

カタン事物記(Relación de las cosas de Yucatán)で次のように記している。

「首長が死んで、息子があとを継ぐ年齢に達していないとき、首長の兄弟がいれば、最年長、または最も利発なその兄弟があとを継いで支配し、息子が成長したときに備えて習慣や祭礼を彼に教えた。この兄弟は、たとえ後継者である息子が統治できる年齢になっても、引き続きその生涯にわたり支配力を持っていた。首長に兄弟がない場合には、神官と重立った者たちが、首長に適した男を選出した。」「ソリダ ヌエバ・エスパニヤ報告書 ラランダ ユカタン事物記」、大航海時代叢書 第Ⅱ期 13、岩波書店、一九八二年、三三三頁(林屋永吉訳)。

これを見ると、シエアラが言うように、基本原理は長子相続制だが、適当な者がいない場合は王の弟や他の親族が継いだということであるようにも思われる。Morley and Brainerd, op. cit., pp. 94-95. プロスクリアコフもこれと同意見である。Proskouriakoff, op. cit., p. 461. 現在のところ、長子相続制を裏付ける明白な証拠はないとする見方が一般的であり、エスノヒストリー上のデータはむしろ長子相続制の存在に否定的である。しかしながら、考古学・エスノヒストリー・民族誌・言語学上のデータから判断して、スペイン人による征服以前のマヤ社会が父系制であったことは疑いないようである。女性が王位に即かなかったティカルは別として、パレンケやウスマシンタ(Usumacinta)地域の都市国家では女性が王になった例が顕著だが、この場合でも王位継承が父系

を辿っている点では同じである。なおホプキンスは、ツォツイル族とチヨル族についての民族誌的データと、パレンケの碑文が当時の支配リニツジとは明らかに繋がりが無いと思われる遙か古い時代の祖先について言及していることを考えあわせて、マヤ社会を構成する単位としては、リニツジよりもむしろクランのほうが重要だったかも知れないと示唆している。以上についてはHopkins, op. cit., pp. 87-121. を参照。なお、世襲的王朝の存在を否定し、邪術者(神官)としての能力が即位を左右したとする説もあつたPorter, op. cit., pp. 77-79.

(22) コパンの祭壇Qには、一十六代王ヤシユ・パック(Yax Pac)がヤシユ・クツク・モ(Yax-K'uk-Mo')王朝の歴代の王と共に描かれており、ヤシユ・クツク・モによって開かれた王朝の正当な後継者であることを宣布している。Fash and Stuart, op. cit., p. 177. 参照。

(23) Joyce Kelly, *The Complete Visitor's Guide to Mesoamerican Ruins*, University of Oklahoma Press, 1982. より抜粋。